

第7期
日向市障がい福祉計画
(第3期日向市障がい児福祉計画)

令和6年3月
(2024年3月)

日向市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけと計画期間	1
第2章 日向市の障がい者の現状	2
1. 総人口の推移	2
2. 障害者手帳所持者数の推移	2
3. 障害支援区分認定の分布状況	4
第3章 令和8年度の数値目標の設定	5
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3. 地域生活支援の充実	9
4. 福祉施設から一般就労への移行等	10
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	12
6. 相談支援体制の充実・強化等	14
7. 障がい福祉サービス等の質の向上	16
第4章 指定障がい福祉サービス等の必要見込量の設定	17
1. 訪問系サービス事業	17
(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	17
(2) 重度訪問介護	18
(3) 同行援護	18
(4) 行動援護	19
(5) 重度障害者等包括支援	19
2. 日中活動系サービス事業	21
(1) 生活介護	21
(2) 自立訓練（機能訓練）	22
(3) 就労選択支援	22
(4) 自立訓練（生活訓練）	22
(5) 就労移行支援	23
(6) 就労継続支援（A型：雇成型）	23
(7) 就労継続支援（B型：非雇成型）	24
(8) 就労定着支援	24

(9) 療養介護	25
(10) 福祉型短期入所	25
(11) 医療型短期入所	26
3. 居住系サービス事業	27
(1) 自立生活援助	27
(2) 共同生活援助	28
(3) 施設入所支援	28
4. 相談支援事業（計画相談支援等）	29
(1) 計画相談支援	30
(2) 地域移行支援	31
(3) 地域定着支援	31
第5章 障がい児支援の必要見込量の設定	32
1. 障がい児通所支援	32
(1) 児童発達支援	33
(2) 放課後等デイサービス	33
(3) 保育所等訪問支援	34
(4) 居宅訪問型児童発達支援	35
2. 障がい児相談支援	35
第6章 地域生活支援事業の必要見込量の設定	36
1. 理解促進研修・啓発事業	36
2. 自発的活動支援事業	36
3. 相談支援事業	37
4. 成年後見制度利用支援事業	38
5. 意思疎通支援事業	38
6. 日常生活用具給付等事業	39
7. 手話奉仕員養成研修事業	40
8. 移動支援事業	40
9. 地域活動支援センター事業	41
10. その他の任意事業	42
第7章 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上について	44
1. 障がい者等に対する虐待の防止	44
2. 意思決定支援の促進	44
3. 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	44
4. 障がいを理由とする差別の解消の促進	45

5. 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における 利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実	45
6. 障がい者の社会参加の促進	45
第8章 計画の推進について	46
1. 市民の参加による計画の推進	46
2. 日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会とは	46
3. 関係機関等の連携と地域福祉の推進	47
4. 人材の養成・確保と資質向上	47
5. 計画の適切な進行管理	48
資料編	49
1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)(抄)	49
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)	51
3. 日向市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	53
4. 日向市障がい福祉計画策定委員会委員名簿	55

◎「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

日向市では、「第3向日向市地域福祉計画（2018年度～2022年度）」、「第4向日向市地域福祉計画（2023年度～2027年度）」、「第4向日向市障がい者プラン（2018年度～2023年度）」に基づき各種の施策を進めてきました。

また、国の障がい福祉制度^{※1}は、それまで行政がサービス内容を決定していた措置制度から、利用者自らが契約によってサービスを選択し利用する仕組みに変わってきました。

この計画は、本市における障がい者の現状やニーズを把握するとともに将来の動向の予測を行い、これらに基づいて当事者に必要なサービスを計画的に提供することを目的として策定するものです。

※1 **国の障がい福祉制度**：平成15年度から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られてきました。平成18（2006）年4月からは「障害者自立支援法」が施行され、障がい者を支えるさまざまな事業が再編されました。その後、平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正され、平成25（2013）年4月に施行されています。

2. 計画の位置づけと計画期間

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、令和3（2021）年3月に策定された「第6向日向市障がい福祉計画（第2向日向市障がい児福祉計画）」の進捗状況を踏まえ、基本的な理念や考え方を引き継ぎながら、所要の見直しを行い、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする、「第7向日向市障がい福祉計画（第3向日向市障がい児福祉計画）」を策定するものです。

今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行います。

第2章 日向市の障がい者の現状

1. 総人口の推移

令和5（2023）年4月1日の本市の人口は59,028人で、減少傾向と高齢化が進んでいます。

（単位：人、％）

年度	総人口	65歳以上の人口		75歳以上の人口	
		人口	比率	人口	比率
令和3年度 (2021)	59,850	19,699	32.91	9,837	16.43
令和4年度 (2022)	59,241	19,663	33.19	10,150	17.13
令和5年度 (2023)	59,028	19,670	33.32	10,166	17.22

※各年度4月1日現在の住民基本台帳登録者数

2. 障害者手帳所持者数の推移

①障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

年度	身体	知的	精神	総合計
	総数	総数	総数	総数
令和3年度 (2021)	3,322 (57)	627 (106)	631 (7)	4,580 (170)
令和4年度 (2022)	3,254 (58)	641 (127)	698 (10)	4,593 (195)
令和5年度 (2023)	3,137 (59)	648 (124)	685 (7)	4,470 (190)

※各年度の4月1日現在の手帳所持者数

※（）内は18歳未満の人数

※手帳の重複所持、又は障がい重複あり（以下、この章において同じ）

②身体障害者手帳所持者数の種別推移 (単位：人)

年度	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語	肢体 不自由	内部	合計
令和3年度 (2021)	181	255	38	1,532	1,316	3,322
令和4年度 (2022)	172	272	40	1,507	1,263	3,254
令和5年度 (2023)	163	267	36	1,445	1,226	3,137

③療育手帳所持者数の等級別推移 (単位：人)

年度	A (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
令和3年度 (2021)	233	194	200	627
令和4年度 (2022)	235	195	211	641
令和5年度 (2023)	237	199	212	648

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移 (単位：人)

年度	1級	2級	3級	合計
令和3年度 (2021)	38	372	221	631
令和4年度 (2022)	50	406	242	698
令和5年度 (2023)	44	388	253	685

※1 障害者手帳：障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称のこと。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法の対象となります。療育手帳は、知的障害があると判定された方に交付されます。

3. 障害支援区分認定の分布状況

障害支援区分とは、障がい者が利用できる障がい福祉サービスの種類と量を定める基準となるものです。

(単位：件)

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	0	4	8	25	28	34	85	184
知的	0	4	38	38	53	25	32	190
精神	0	11	58	30	7	3	1	110
難病	0	0	0	2	0	0	0	2
合計	0	19	104	95	88	62	118	486

※令和5(2023)年3月末現在 障がい支援区分認定者数(重複障がいあり)

第3章 令和8年度の数値目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8（2026）年度を目標年度とする障がい福祉計画等において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することとされています。

本章では、令和5（2023）年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、基本指針）」のうち、「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）」として示された以下の7項目について、数値目標を設定しました。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活を希望する福祉施設入所者の願いを実現し支援していくためには、入所施設を退所した後、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスや居宅介護等の訪問系サービスを利用しながらグループホームや一般住宅で安心して暮らすことができるよう、こうした施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標を定め、そのために必要な障がい福祉サービスの整備を進める必要があります。

このため、厚生労働大臣が定める「第7期障害福祉計画」に係る基本指針において、

- ①令和8（2026）年度末で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和8（2026）年度末で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

ことが定められました。

このことを基本とし、本市においては障がい者の利用ニーズや、これまでの取組みをさらに推進するため、第6期計画までの実績や実状を踏まえて、令和8（2026）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定し、その実現を目指します。

項 目	令和4年度 (2022) 実績値	令和8年度 (2026) 目標値		
福祉施設入所者数(人/年)	103人	96人		
<table border="1" data-bbox="363 465 1085 577"> <tr> <td data-bbox="363 465 1085 577">地域生活移行者数(人/年)</td> <td data-bbox="1085 465 1348 577">7人</td> </tr> </table>	地域生活移行者数(人/年)	7人		7人
地域生活移行者数(人/年)	7人			
<table border="1" data-bbox="363 577 1085 689"> <tr> <td data-bbox="363 577 1085 689">施設入所者削減見込数(人/年)</td> <td data-bbox="1085 577 1348 689">7人</td> </tr> </table>	施設入所者削減見込数(人/年)	7人		7人
施設入所者削減見込数(人/年)	7人			

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する必要があります。

このため、厚生労働大臣が定める「第7期障害福祉計画」に係る基本指針において、

- ①令和8（2026）年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ②令和8（2026）年度末の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて、目標値を設定すること。
- ③令和8（2026）年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点の退院率を84.5%以上、1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

ことが定められました。

このことを基本とし、本市においては入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進し、社会的入院の解消を図るため、以下の取組みを引続き進めます。

- ①地域生活へ移行する精神障がい者の生活を支えるグループホーム、日中活動系サービス、訪問系サービスなどについて、地域住民の理解を促進するための啓発活動を行います。
- ②日向入郷圏域^{※1}において、相談支援事業所、保健所、医療機関、障がい福祉サービス事業所等の保健、医療、福祉関係者による協議の体制づくりを行います。

第7期宮崎県障がい福祉計画の策定に係る基本的考え方では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、数値目標の設定が市町村に求められました。

そのため、本市の実情を勘案した目標値を設定し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にさらに取り組みます。

項 目	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人／	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回／年）	2回	2回	2回
精神障がい者の1か月あたりの地域移行支援利用者数	3人	4人	5人
精神障がい者の1か月あたりの地域定着支援利用者数	3人	4人	5人
精神障がい者の1か月あたりの共同生活援助利用者数	22人	24人	26人
精神障がい者の1か月あたりの自立生活援助利用者数	8人	9人	10人
精神障がい者の1か月あたりの自立訓練（生活訓練）数	7人	8人	9人

※ 1 圏域：この計画では、「圏域」とは、宮崎県障がい者計画において設定している「障害保健福祉圏域」を指し、本市は、門川町、諸塚村、椎葉村及び美郷町で構成される、日向入郷障害保健福祉圏域に属しています。

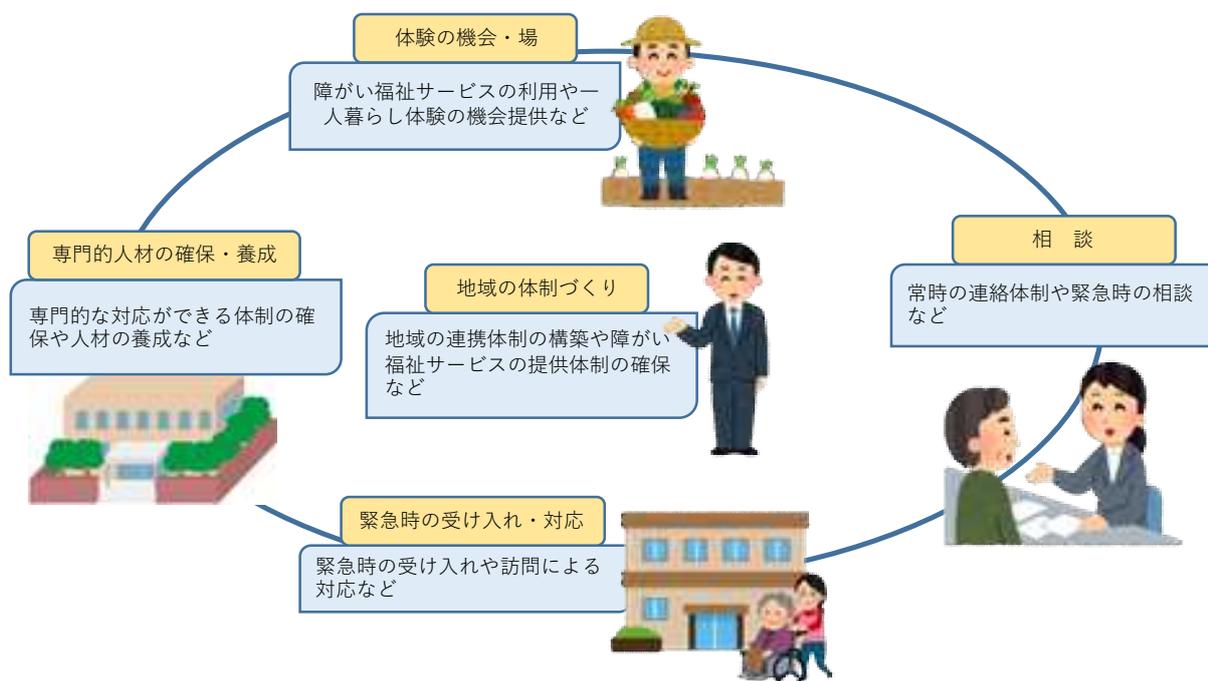
3. 地域生活支援の充実

厚生労働大臣が定める「第7期障害福祉計画」に係る基本指針において、令和8（2023）年度末までの間、各市町村において1つ以上の地域生活支援拠点等^{※1}を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討することが基本とされました。

本市においては、地域生活支援拠点等の整備は、日向入郷圏域において、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を行うこととしており、令和2（2020）年8月に「日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター」を開設しました。

今後も地域生活支援拠点等に求められる機能の整備に取り組み、その機能の充実を図るため、運用状況の検証・検討を年2回以上行います。

地域生活支援拠点のイメージ



※1 **地域生活支援拠点**：地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

厚生労働大臣が定める「第7期障害福祉計画」に係る基本指針において、

- ①令和8（2026）年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

※就労移行支援等

（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業）

- ②就労移行支援については、現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和8（2026）年度中に令和3（2021）年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

- ③就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8（2026）年度中に令和3年度実績の概ね1.29倍以上、1.28倍以上を目指すこととする。

- ④就労定着支援の利用者数については、令和8（2026）年度中に令和3（2021）年実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

ことが定められました。

このことを基本とし、本市においては障がい者の利用ニーズや、これまでの取組みをさらに推進するため、第6期計画までの実績や実状を踏まえて、令和8（2026）年度末における福祉施設から一般就労への移行等の目標値を設定し、その実現を目指します。

項 目	令和3年度 (2021) 実績値	令和8年度 (2026) 目標値
就労移行支援事業等を通じた一般 就労への移行者数(人)	10人	13人
うち、移行支援事業の利 用者数(人)	2人	3人
うち、就労継続支援A型 の利用者数(人)	5人	4人
うち、就労継続支援B型 の利用者数(人)	3人	6人
就労定着支援事業の利用者数(人)		4人
就労定着支援事業による職場定着率(%)		70%

.....

※1 障害者就業・生活支援センター：障がいがある人の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などに応じる総合窓口です。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

厚生労働大臣が定める「第7期障害福祉計画」に係る基本指針において、

- ①令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することを基本とする。
- ②令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8（2026）年度末までに、都道府県において難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
- ④令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ⑤令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
- ⑥令和8（2026）年度末までに、各都道府県において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。

ことが定められました。

また、第7期宮崎県障がい福祉計画の策定に係る基本的考え方において、基本指針における数値目標等を基本としながら、市町村計画における需給見込量等を勘案するとされていることから、本市においては以下の取組みを進めます。

- ①障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの充実に努め、保育所等訪問支援などを活用した関係機関の連携を深めます。
- ②重度心身障がい児を支援する、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の拡充に努めます。

- ③医療的ケア児等が適切な支援が受けられるよう、コーディネーターの配置に努めます。

項目	形態	令和8年度 (2026) 目標値
児童発達支援センターの整備か所数(か所)	単独設置	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保		有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保(か所)	単独確保	2か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(か所)	単独確保	5か所
医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	圏域設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域設置	有

6. 相談支援体制の充実・強化等

厚生労働大臣が定める「第7期障害福祉計画」に係る基本指針において、

- ①令和8（2026）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域作りの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

ことが定められました。

また、第7期宮崎県障がい福祉計画の策定に係る基本的考え方において、基本指針における目標を基本としながら、県内の取組状況等を勘案して目標を設定するとされていることから、本市においては以下の取組みを進めます。

- ①日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化等を図ります。

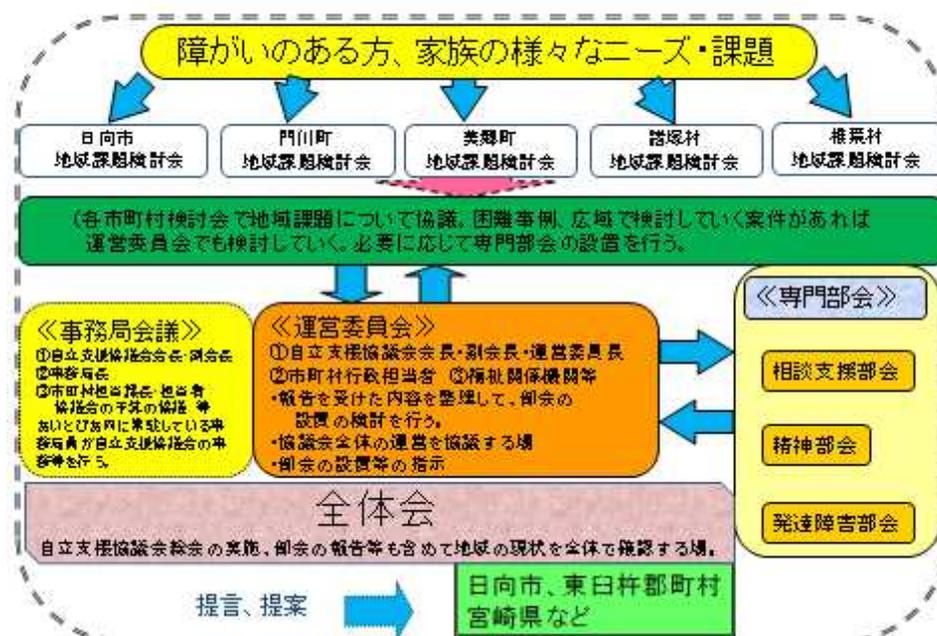
項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
相談支援事業者に対する訪問等による助言指導数（件／年）	150件	150件	150件
相談機関との連携強化の取組実施回数（件／年）	42件	42件	42件
個別事例の支援内容の検証の実施回数（回／年）	10回	11回	12回
基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の数（人）	3人	3人	3人

②日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行います。

項目	令和8年度 (2026) 目標値
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(回/年)	6回
協議会への参加事業所数(箇所)	70箇所
協議会の専門部会の設置(有・無)	有
協議会の専門部会の開催の有無(有・無)	有

日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会のイメージ図

日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会組織図



③相談支援体制の充実と強化を図るため、相談支援専門員のスキル向上や人材の確保、相談支援体制の保持を目指します。

7. 障がい福祉サービス等の質の向上

厚生労働大臣が定める「第7期障害福祉計画」に係る基本指針において、

令和8（2026）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

ことが定められました。

また、第7期宮崎県障がい福祉計画の策定に係る基本的な考え方において、基本指針における目標（令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制を構築する）を基本としながら、県内の取組状況等を勘案して目標を設定するとされていることから、本市においては以下の取組を進めます。

- ①障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を障がい福祉サービス事業所や関係市町村との共有を年1回以上行います。
- ②障がい福祉サービスに関する研修に職員1人1回以上参加させ、適切なサービスの給付及び提供に努めます。

第4章 指定障がい福祉サービス等の必要見込量の設定

1. 訪問系サービス事業

サービスの提供や確保のための方策

- ①課題となっている重度障がい者や精神障がい者に対するサービスについて、訪問サービスの必要性についての理解を図り、受入事業所の確保など、サービス拡充に向けて働きかけていきます。
- ②訪問系サービスは今後も需要が増すことが見込まれるため、障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めます。

【サービス見込量の設定の考え方】

サービスの利用実績やニーズ、平均的な1人あたりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定します。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
利用対象者は、障がい支援区分が「区分1」以上の人。

<サービス見込量>

区 分	第6期			第7期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用時間 (時間/月)	2,558 (2,342)	2,500 (2,360)	2,379	2,340	2,373	2,406
利用者数 (人/月)	127 (113)	132 (115)	117	139	141	143

※ () 内は、第6期計画の見込値

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護及び外出時の移動支援等を行います。

利用対象者は、障がい支援区分が「区分4」以上で、二肢以上に麻痺があり障がい支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている人。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見 込 量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
利用時間 (時間/月)	730 (753)	560 (759)	765	565	565	565
利用者数 (人/月)	2 (2)	3 (2)	2	3	3	3

※ () 内は、第6期計画の見込値

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の代筆や代読などを含む支援を行います。

利用対象者は、同行援護独自の調査項目のうち一定の要件を満たしている人(ただし、身体介護を伴う場合には、併せて障がい支援区分が「区分2」以上の人)。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見 込 量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
利用時間 (時間/月)	1,206 (1,252)	1,267 (1,262)	1,272	1,399	1,399	1,399
利用者数 (人/月)	41 (30)	40 (30)	31	42	42	42

※ () 内は、第6期計画の見込値

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動が著しく困難な人に、危険を回避するための必要な支援、外出介護を行います。

利用対象者は、障がい支援区分が「区分3」以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている人。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用時間 (時間/月)	0 (1)	0 (1)	1	10	10	10
利用者数 (人/月)	0 (1)	0 (1)	1	1	1	1

※ () 内は、第6期計画の見込値

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

利用対象者は、障がい支援区分が「区分6」であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている人。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用単位 (単位/月)	0 (1)	0 (1)	1	80,000	80,000	80,000
利用者数 (人/月)	0 (1)	0 (1)	1	1	1	1

※ () 内は、第6期計画の見込値

2. 日中活動系サービス事業

サービスの提供や確保のための方策

- ①生活介護や就労継続支援、短期入所については、今後も利用量の増加が見込まれることから、利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人への支援など、制度の谷間のない支援の充実に努めます。

- ②日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの療育活動を必要とする児童及び食事や入浴、排せつ等の生活介護を必要とする障がい者に対する日中活動の場の拡充を図ります。
- ③介護者の疾病など、一時的に家庭での障がい者介護が困難となった家庭などを支援するため、県や近隣市町村と連携を図り、社会福祉法人、医療法人などの民間事業者へ働きかけ、短期入所（ショートステイ）事業の体制充実に努めます。

【サービス見込量の設定の考え方と単位】

サービスの利用実績やニーズ、平均的な1人あたりの利用量等、利用者数及び量、市内や近隣市町村に所在する施設の利用、新規事業所の開設状況も勘案して見込を設定します。

また、『「月間の利用人員数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で求める「人日分』をサービス量の単位とします。

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事等のサービスを提供します。

利用対象者は、次の①、②のいずれかに該当する人。

- ①障がい支援区分が「区分3」以上（施設入所者は区分4以上）
- ②年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が「区分2」以上（施設入所者は区分3以上）

<サービス見込量>

区 分	第6期			第7期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量 (人日分)	3,783 (1,252)	3,540 (1,262)	3,696	3,309	3,326	3,343
利用者数 (人/月)	196 (183)	195 (184)	185	197	198	199

※ () 内は、第6期計画の見込値

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

<サービス見込量>

区 分	第6期			第7期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量 (人日分)	34 (70)	38 (86)	93	60	60	60
利用者数 (人/月)	2 (3)	2 (4)	4	3	3	3

※ () 内は、第6期計画の見込値

(3) 就労選択支援

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
利用者数 (人/月)	—	—	—	0	23	24

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(4) 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
サービス量 (人日分)	193 (294)	144 (318)	344	135	152	168
利用者数 (人/月)	11 (17)	9 (18)	19	8	9	10

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(5) 就労移行支援

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
サービス量 (人日分)	161 (219)	75 (318)	344	87	102	110
利用者数 (人/月)	9 (17)	5 (18)	19	6	7	8

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(6) 就労継続支援 (A 型 : 雇用型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
サービス量 (人日分)	1,113 (1,385)	1,127 (1,425)	1,467	1,053	1,071	1,089
利用者数 (人/月)	55 (66)	57 (67)	68	69	70	71

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(7) 就労継続支援（B型：非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
サービス量 (人日分)	3,789 (3,790)	3,977 (3,792)	4,413	3,816	3,996	4,176
利用者数 (人/月)	204 (215)	221 (224)	234	244	254	264

※（ ）内は、第6期計画の見込値

(8) 就労定着支援

就労定着に向けた支援を行うサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用者数 (人/月)	0 (2)	0 (3)	5	2	3	4

※（ ）内は、第6期計画の見込値

(9) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護介護及び日常生活のお世話をします。

利用対象者は、次の①、②のいずれかに該当する人

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障がい支援区分が「区分6」
- ②筋ジストロフィー患者、または重度心身障がい者であって、障がい支援区分が「区分5」以上

<サービス見込量>

区 分	第6期			第7期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数 (人/月)	15 (14)	15 (14)	14	16	16	16

※（ ）内は、第6期計画の見込値

(10) 福祉型短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

<サービス見込量>

区 分	第6期			第7期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量 (人日分)	137 (202)	92 (209)	216	164	169	175
利用者数 (人/月)	19 (28)	11 (29)	30	30	31	32

※（ ）内は、第6期計画の見込値

(11) 医療型短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め病院、診療所、介護老人保健施設において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
サービス量 (人日分)	1 (29)	4 (33)	38	12	12	12
利用者数 (人/月)	1 (5)	1 (6)	6	3	3	3

※ () 内は、第6期計画の見込値

3. 居住系サービス事業

サービスの提供や確保のための方策

- ①障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、また、施設入所者が地域生活へ移行できるよう、グループホーム等の整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、地域住民の障がい理解促進のための啓発活動を促進します。
- ②精神障がいのある人の退院時や入所施設からの地域移行に際して、グループホーム等の体験宿泊ができる機会の提供を進めます。

【サービス見込量の設定の考え方】

サービスの利用実績やニーズ、利用者数、市内や近隣市町村に所在する施設の利用及び新規事業所の開設状況も勘案して見込を設定します。

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、地域生活を支援する新たなサービスです。障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、ひとり暮らしを希望する人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスです。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
利用者数 (人/月)	2 (2)	9 (3)	3	11	12	13

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(2) 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居であり、相談や日常生活上の援助を行います。また、グループホームにおいて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用者数 (人/月)	94 (90)	93 (94)	98	95	98	101

※（ ）内は、第6期計画の見込値

(3) 施設入所支援

入所した施設において、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

※利用対象者は、次の①、②のいずれかに該当する人。

①障がい支援区分が「区分4」以上

②年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が「区分3」以上

<サービス見込量>

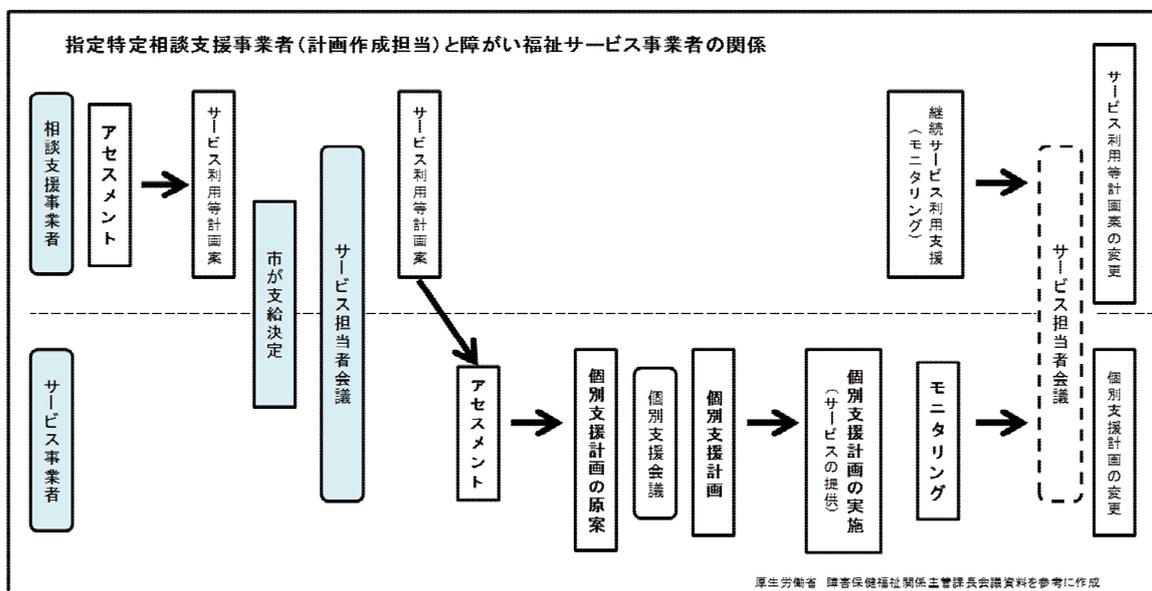
区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用者数 (人/月)	110 (108)	105 (106)	104	103	100	96

※（ ）内は、第6期計画の見込値

4. 相談支援事業（計画相談支援等）

サービスの提供や確保のための方策

- ① サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成及び援助技術の向上を図るため、日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会と連携を図ります。
- ② 障がい者支援に携わる人材の育成に努めるため、各種の研修などを通じて障がい者支援の質と専門性の向上を図ります。
- ③ 障がい福祉サービスの適切な利用に向け、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。
- ④ 地域生活への移行に向けた訪問相談、サービス利用者やその家族等に対して情報提供等に努めるとともに、関係機関等との連絡調整を行います。
- ⑤ 入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を充実させ、包括的相談支援体制の構築に努めます。



【サービス見込量の設定の考え方】

サービスの利用実績やニーズ、利用者数及び新規事業所の開設状況も勘案して見込を設定します。

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画案を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用者数 (人/月)	177 (211)	198 (231)	251	237	257	277

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(2) 地域移行支援

入所施設や精神科病院で生活する障がい者が、自らの意思で暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしの実現を希望する人に対し、相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用者数 (人/月)	1 (1)	1 (2)	3	3	4	5

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(3) 地域定着支援

施設や病院から地域での生活に移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した人が、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる課題について相談や訪問等を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見 込 量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
利用者数 (人/月)	0 (1)	1 (2)	3	3	4	5

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

第5章 障がい児支援の必要見込量の設定

本市では、障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく「第1期日向市障がい児福祉計画」として、第5期日向市障がい福祉計画と一体として策定しました。

障がい児については、「子ども・子育て支援法」に定められている、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念、同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整えることが重要です。

1. 障がい児通所支援

サービスの提供や確保のための方策

- ①児童発達支援センターを地域における中核的支援施設として、児童発達支援事業所等と緊密な連携を行い、重層的な障がい児支援の体制の構築を図ります。
- ②障がい児支援に携わる人材の育成に努めるため、各種の研修などを通じて障がい児支援の質と専門性の向上を図ります。
- ③障がい児に対する、就学時及び卒業時における支援が円滑に行われるよう、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい福祉サービス事業所等が連携するとともに、教育委員会との連携体制を確保します。
- ④重症心身障がい児、医療的ケア児の医療型児童発達支援事業所や短期入所（医療型）の入所施設の拡充について、県や近隣市町村と連携を図り関係機関に働きかけます。

【サービス見込量の設定の考え方と単位】

サービスの利用実績やニーズ、平均的な1人あたりの利用量等、利用者数及び量、市内や近隣市町村に所在する施設の利用、新規事業所の開設状況も勘案して見込を設定します。

また、『「月間の利用人員数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で求める「人日分」』をサービス量の単位とします。

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

利用対象者は、療育の観点から集団療育及び個別療育が必要と認められる未就学の障がい児。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
サービス量 (人日分)	616 (986)	459 (1,020)	1,071	593	623	653
利用者数 (人/月)	35 (58)	29 (60)	63	39	41	43

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(2) 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

利用対象者は、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
サービス量 (人日分)	1,310 (1,819)	1,200 (1,870)	1,989	1,408	1,549	1,690
利用者数 (人/月)	93 (107)	90 (110)	117	100	110	120

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(3) 保育所等訪問支援

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行いません。

利用対象者は、保育所や幼稚園等に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見 込 量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
サービス量 (人日分)	0 (6)	1 (8)	10	6	8	10
利用者数 (人/月)	0 (3)	1 (4)	5	3	4	5

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象として、居宅を訪問して発達支援を行います。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
サービス量 (人日分)	0 (2)	0 (2)	4	2	2	2
利用者数 (人/月)	0 (1)	0 (1)	2	1	1	1

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

2. 障がい児相談支援

サービスの提供や確保のための方策

- ①相談支援専門員となる人材を確保するため、県が行う相談支援従事者研修の情報提供等、相談支援専門員の育成に努めます。
- ②利用者に対する指定障がい児相談支援事業者の情報提供に努め、特定の事業者に負担が集中しないよう配慮します。

障がい児通所支援を利用するにあたって必要となる障がい児支援利用計画案を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
利用者数 (人/月)	33 (43)	29 (47)	51	44	48	52

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

第6章 地域生活支援事業の必要見込量の設定

地域生活支援事業は、地域で生活する障がい者のニーズに応じて実施する事業です。

国の障がい福祉サービスを補完するものとして、障がい者の地域における生活を支える様々な事業を行います。

【サービス見込量の設定の考え方と単位】

利用実績やニーズ、平均的な1人あたりの利用量等及び利用者数を勘案し、本市で実施する事業について見込量を設定します。

1. 理解促進研修・啓発事業

サービスの提供や確保のための方策

地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業として、「ふれあいフェスタ」を開催し、市民の障がい者問題についての理解・認識を深め、障がい福祉の増進を図ります。

2. 自発的活動支援事業

サービスの提供や確保のための方策

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業として、市内に居住する障がい者が、自ら企画立案した自主的事业を支援・補助しながら実施します。

(事業内容)

バスハイク、バリアフリースポーツ、クリスマス会、卓球教室、料理教室、サッカー教室、ボーリング大会 ほか

3. 相談支援事業

サービスの提供や確保のための方策

相談支援は福祉サービス提供のスタートラインであることから最重要課題と国も位置づけ、その充実が求められています。

障がい者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的として、障がい者やその家族（保護者）などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行うとともに、日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会でのケース会議等で情報の共有を図ります。

事業内容は、相談・情報提供のほか、福祉サービス利用の援助やピアカウンセリング、専門機関の紹介、住宅入居支援など、総合的な相談支援が含まれます。また、障がい者虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。

本市の障がい者相談支援事業は、そうだんサポートセンター「しらはま」、及び相談支援サポート「さわらび」に委託して実施しています。

また、日向市障害者センター「あいとぴあ」では、障がい者相談員により、生活・職業・医療などの身近な問題についての相談に応じています。ワンストップサービスの一環として、障がい者センターにおける相談機能の充実に努めていきます。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見 込 量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
相談支援事業 数	1 (2)	2 (2)	2	2	2	2

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

4. 成年後見制度利用支援事業

サービスの提供や確保のための方策

「成年後見制度」を活用して、認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な成人の権利擁護を図る支援を行います。

法定後見は被後見人の意思能力、行為能力及び事理弁識能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれています。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
利用者数 (人／年)	0 (3)	3 (3)	3	5	6	7

※ () 内は、第6期計画の見込値

5. 意思疎通支援事業

サービスの提供や確保のための方策

手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、サービスの提供体制を整えると共に、利用者の意志疎通の保障を図ります。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
手話通訳者 派遣件数 (件／年)	236 (220)	208 (200)	200	215	215	215
要約筆記者 派遣件数 (件／年)	8 (10)	1 (5)	5	5	5	5
手話通訳者 配置数 (件／年)	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1

※ () 内は、第6期計画の見込値

6. 日常生活用具給付等事業

サービスの提供や確保のための方策

障がい者が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な支援用具の給付に努めます。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見 込 量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
介護・訓練用 給付件数 (件/年)	3 (3)	5 (3)	3	3	3	3
自立生活 給付件数 (件/年)	11 (16)	31 (16)	16	18	18	18
在宅療養等 給付件数 (件/年)	18 (39)	13 (39)	39	20	20	20
情報・ 意志疎通 給付件数 (件/年)	7 (15)	13 (15)	15	13	13	13
排泄管理 給付件数 (件/年)	1,637 (1,813)	1,590 (1,813)	1,813	1,613	1,613	1,613
居宅生活 動作補助 給付件数 (件/年)	3 (4)	8 (4)	4	4	4	4

※ () 内は、第6期計画の見込値

7. 手話奉仕員養成研修事業

サービスの提供や確保のための方策

日向聴覚障害者協会に委託し、聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
修了 見込者数 (人/年)	5 (15)	13 (16)	17	30	30	30

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

8. 移動支援事業

サービスの提供や確保のための方策

①利用者のニーズや障がいの特性、年齢等に合わせ、適切なサービスを利用できるよう努め、新たな移送サービスの研究を進めます。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
実施箇所数	21 (25)	21 (25)	25	22	22	22
延べ利用者数 (人/年)	418 (410)	465 (415)	420	540	550	560
延べ利用時間 (時間/年)	4,382 (4,250)	4,801 (4,350)	4,450	5,800	5,850	5,900

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

9. 地域活動支援センター事業

サービスの提供や確保のための方策

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。

障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実へ働きかけていきます。

<サービス見込量>

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見 込 量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
実施箇所数	1 (2)	2 (2)	1	1	2	2
1 日 あたりの 実利用者数	10 (30)	30 (30)	30	20	20	20

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

地域活動支援センター：障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供及び社会との交流等を促進する活動（以下「基礎的事業」といいます）を行い、自立した生活を支援する施設です。

- ・ **地域活動支援センターⅠ型**：基礎的事業を行うほか、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成、普及啓発などの事業を実施します。
- ・ **地域活動支援センターⅡ型**：基礎的事業を行うほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ・ **地域活動支援センターⅢ型**：基礎的事業を行います。

10. その他の任意事業

地域生活支援事業の任意事業は、地域の実情を考慮し、市の裁量で実施する事業です。本市では、これまでの継続事業として、日常生活支援である「日中一時支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、社会参加支援として「点字・声の広報発行事業」、「自動車運転免許取得・改造助成事業」、就業・就労支援として「更生訓練費給付事業」を実施します。

サービスの提供や確保のための方策

- ① 日中一時支援事業では、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。障がい児の利用には、放課後支援を含むタイムケア事業が日中一時支援事業としてあります。
- ② 訪問入浴サービス事業は、対象者の把握に努め、サービス提供事業者の拡充を図ります。
- ③ 社会参加支援事業では、自動車免許取得・改造費用の助成を行います。また、従前からの点字、声の広報等の発行事業に加えて、必要な情報が確実に入手できるよう、障がい特性に応じた情報提供方法の充実に努めていきます。

○日中一時支援事業

＜サービス見込量＞

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
実施箇所数	21 (29)	21 (29)	29	22	22	22
延べ 利用者数 (人/月)	443 (350)	332 (350)	350	420	430	440

※ () 内は、第6期計画の見込値

○訪問入浴サービス事業

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
実施箇所数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	9 (10)	10 (10)	10	11	11	11

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

○点字・声の広報発行事業

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
実施箇所数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	28 (33)	29 (33)	33	30	30	30

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

○自動車運転免許取得・改造助成事業

区 分	第 6 期			第 7 期		
	実 績		見 込	見込量		
	令和 3 年度 (2 0 2 1)	令和 4 年度 (2 0 2 2)	令和 5 年度 (2 0 2 3)	令和 6 年度 (2 0 2 4)	令和 7 年度 (2 0 2 5)	令和 8 年度 (2 0 2 6)
実施箇所数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	0 (2)	1 (2)	2	2	2	2

※ () 内は、第 6 期計画の見込値

第7章 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上について

1. 障がい者等に対する虐待の防止

日向市においては、平成24（2012）年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県や労働局等の関係機関との連携を図り、日向市障がい者虐待防止センターを中心として、障がい者やその家族への専門的な相談の提供、事業者や市職員等を対象とした研修会の実施等を通じ、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。

また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止します。

- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- ・一時保護に必要な居室の確保
- ・成年後見制度の利用支援
- ・精神障がい者に対する虐待の防止

2. 意思決定支援の促進

日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会の相談支援部会において、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及・啓発を図ります。

3. 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の要請、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るため、以下の取組を推進します。

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指展示等）のニーズを把握するための調査等。
- ・ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成。
- ・意思疎通支援者の派遣および設置を実施するための体制づくり
- ・遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用の推進

4. 障がいを理由とする差別の解消の促進

平成28（2016）年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、広報、啓発活動等を行います。

また、「日向市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がい者やその家族からの障がい理由とする差別に関する相談に適切に対応します。

5. 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実します。

また、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がい者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていきます。

6. 障がい者の社会参加の促進

地域活動や芸術文化活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動をサポートし、障がい者の自立と社会参加の意欲向上に努めます。

また、日向市障害者センター「あいとぴあ」の利活用を促進します。

第8章 計画の推進について

1. 市民の参加による計画の推進

日向市のめざす『市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち』、『笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり』の実現に向けて、相談支援の充実をはじめ、障がい福祉の各種施策に取り組みながら、本人・家族、地域住民、関係機関及び社会福祉事業所等との連携を図り計画を推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

◎計画の進捗管理

計画の進捗管理については、障がい当事者・家族、サービス事業者などの意見が適切に反映されるよう機会の設定に努めます。

日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会の「日向市地域課題検討会」において、本計画の進捗状況、成果等について評価、検証、また計画の見直しなどを行い、自助、互助、共助、公助で重なり合う協働のもと、計画の推進・フォローに取り組むこととします。

◎計画の評価

日向市地域課題検討会は、本計画の整備・進捗状況について年度ごとに評価・検討を行った上で、日向市の担当部局に報告をします。

また、障がい福祉サービスの見込み量や目標値の達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて計画の見直し等について市に提言を行います。

2. 日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会とは

地域自立支援協議会は、障害者総合支援法が定める「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議です。

その役割は、相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価などを行うこととされています。

本市の場合、平成20（2008）年7月に障害保健福祉圏域（日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村）で設置されました。

地域自立支援協議会の主な機能としては、次の項目があげられます。

- ①中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別支援会議を必要に応じて随時開催）
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④地域の社会資源の開発、改善
- ⑤権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営等
- ⑥既存の連絡会議・親の会等との連携強化

3. 関係機関等の連携と地域福祉の推進

この計画の推進にあたっては、市の関係部局との密接な連携のもとに諸施策に総合的に取り組むとともに、障がい当事者・家族、サービス事業者などの意見を十分取り入れながら計画の効果的な推進を図ります。

また、周辺地域との連携が必要であり、「日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会」を通して、医療機関、教育機関、公共職業安定所などの関係機関や関係団体などとの一体的な取り組みのもとに、必要な調整を図りながら効果的な事業推進を図ります。

障がい者がその人らしい生き方を実現するためには、市民をはじめ、多くの企業や民間団体などが情報を共有し、地域全体としての取り組みが必要です。

このため、地域での協働化の視点に立って、市や社会福祉協議会などの関係団体、ボランティアやNPO団体、サービス提供事業者、企業などがそれぞれの役割を十分達成できるよう相互の連携を密にし、地域福祉の推進に努めます。

4. 人材の養成・確保と資質向上

計画に掲げる目標を達成するためには、サービス提供を行う人材の養成が不可欠であるとともに、その資質向上を図って質の高いサービスの提供を実現していく必要があります。

「サービス管理責任者」、「相談支援専門員」への研修機会の充実を促進します。

また、居宅介護従事者などの研修機会を充実し、重度訪問介護などの新たなサービスの提供が行えるよう、県などと連携しながら人材の養成確保に取り組んでいきます。

5. 計画の適切な進行管理

(1) 苦情解決システムの活用を図る

サービス利用者等からの苦情に対しては、サービス提供事業者の自助努力により適切な解決を図り、サービスの質的な向上に努めることが求められます。同時に、個々の処遇の内容等に関する苦情や当事者間での話し合いでは解決が困難な場合においては、苦情解決システムの活用を図り、苦情の適切な解決を図ります。

(2) 利用者への情報提供、実態把握に努める

障がい福祉サービスの利用を促進していくためには、障がい者やその家族などが制度改革の内容や利用手続きの要領などを理解しておくことが必要です。

このため、市のホームページや広報誌等を通じて、障がい者等にもわかりやすく必要な情報の提供を図っていくとともに、サービス利用にかかわる新たな需要や要望を適宜、掘り下げていくために利用者に対するアンケートやヒアリング等を実施していきます。

(3) 市における推進体制の整備

計画を推進していく上で、保健・医療・福祉・労働（雇用）等にかかわる関係部署の緊密な連携が不可欠であり、市役所内の推進体制を整備し、必要に応じて障がい者及び関係者の意見が反映できるよう努めながら、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

また、行政評価の視点から障がい者施策におけるP（Plan：計画）・D（Do：実行）・C（Check：評価）・A（Action：見直し再実行）の仕組みづくりに努め、計画の適切な進行管理を図ります。

資料編

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）（平成17年法律第123号）

（市町村障害福祉計画）

- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第

六項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2. 児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二

項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3. 日向市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(平成23年日向市告示第127号)

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、日向市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者及びその家族その他の関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障がい福祉関係機関代表者
- (5) 市民代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 4 会長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認められる者を部会員とすることができる。
- 5 部会に、部長及び副部長を置く。
- 6 部会長は会長が、副部会長は部会長が部会員の中からそれぞれ指名する。
- 7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会の会議は、部会長が招集する。

(報告)

第8条 会長は、委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年9月1日から施行する。

4. 日向市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所 属 等
1	佐藤 正由 (副会長)	特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会
2	黒木 邦人	日向市社会福祉施設等連絡会
3	梅田 大介	日向市社会福祉協議会
4	富田 幸子	日向市民生委員・児童委員協議会
5	松岡 涼子	一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会
6	黒岩 啓輔	ひゅうが障害者就業・生活支援センター
7	高藤 ユキ	宮崎県日向保健所
8	山腰 美穂子	宮崎県立日向ひまわり特別支援学校
9	山口 正義 (会長)	日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会
10	井上 明彦	日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター
11	田畑 寿明	Social Work らぼ
12	高橋 滋	市民公募委員
13	塩月 信廣	市民公募委員
14	橋口 洋子	市民公募委員

第7期日向市障がい福祉計画
(第3期日向市障がい児支援計画)

発行年月日 令和6(2024)年3月
編集・発行 日向市福祉部福祉課

〒883-8555
宮崎県日向市本町10番5号
電話 0982-52-2111 (代表)